



2026年7月9日

各 位

会 社 名 株式会社SHINKO
代表者名 代表取締役社長 村上 芳仁
(コード：7120、東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画室長 石渡 慶子
(TEL. 03-5822-7600 (代表))

業績条件型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、業績条件型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年8月7日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 10,920株
(3) 処分価額	1株につき1,085円
(4) 処分総額	11,848,200円
(5) 割当予定先	取締役3名 10,920株 ※ 社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年5月28日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、業績目標等と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2026年6月19日開催の第12期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は

当社の中期経営計画に連動する期間である3年分の報酬としては120千株以内（1年当たり40千株以内）とし、その報酬総額は既存の金銭報酬枠とは別枠で、3年分の報酬としては60百万円以内（1年当たり20百万円以内）とすること（ただし、中期経営計画の期間中に本制度に基づく株式を交付する場合には、中期経営計画の残りの年数に1年当たりの上限金額・上限株式数を乗じた数値をそれぞれ上限として株式を発行するものとする）等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役3名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計11,848,200円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式10,920株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年8月7日（払込期日）から当社の取締役を退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、①払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、②以下の業績条件の達成度に応じて算出される譲渡制限の解除率に本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限期間の満了日の翌日をもって、譲渡制限を解除する。

[業績条件の達成率]

以下の（ア）及び（イ）の平均値を基準として算出する。

（ア）当社の2026年3月期売上高に対する2027年3月期売上高の成長率の、当社中期経営計画における売上高CAGR目標に対する達成率

（イ）当社の2024年3月期営業利益率に対する2027年3月期営業利益率の成長率（%）の、当社の2024年3月期における営業利益率に対する中期経営改革における営業利益率目標の目標成長率（%）に対する達成率

ただし、対象取締役が本役務提供期間中に、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、（i）本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、（ii）上記②により算出される解除率に、（iii）本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が、当社の取締役会が定める一定以上の刑に処せられた場合、法令上の倒産手続や執行・保全に関する手続の申立てや公租公課の滞納処分を受けた場合、当社若しくは当社子会社の事業と競業する業務に従事する等の行為を行った場合、又は法令、当

社及び当社子会社の社内規則若しくは本割当契約に違反した場合等は、当該事由に該当した時点、又は本割当株式を当社が無償で取得する旨の通知の到達した時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

また、本役務提供期間の満了日の翌日において対象取締役が保有する本割当株式の数から、(2)に基づき譲渡制限が解除される本割当株式の数を引いた数の本割当株式については、当該日において、当社が当然に無償で取得する。

さらに、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,085円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上